



長野県報

3月25日(木)
令和3年
(2021年)
第190号

目次

条 例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（消防課）…………… 5

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例等の一部を改正する条例（危機管理防災課、人事課、税務課、健康福祉政策課、警務課）…………… 5

長野県附属機関条例の一部を改正する条例（市町村課）…………… 5

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 6

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 6

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 6

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（県民協働課）…………… 7

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（こども・家庭課児童相談・養育支援室、障がい者支援課）…………… 7

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（地域福祉課）……………14

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（介護支援課）……………17

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）……………29

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課、薬事管理課、園芸畜産課家畜防疫対策室、建築住宅課）……………30

長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）……………38

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例（環境政策課）……………38

資金積立基金条例の一部を改正する条例（環境政策課）……………40

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（産業技術課）……………40

長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市・まちづくり課）……………40

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（経営推進課）……………40

高等学校設置条例の一部を改正する条例（高校教育課高校再編推進室）……………41

規 則

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（消防課）……………42

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事課）……………44

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）……………44

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則等の一部を改正する規則（障がい者支援課）……………47

食品衛生に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）……………47

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）……………48

長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）……………48

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（水大気環境課）……………48

長野県水環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（水大気環境課）……………49

公害紛争処理法に基づく事務に係る手数料の減免等に関する規則の一部を改正する規則（水大気環境課）……………49

長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（水大気環境課）……………50

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活排水課）……………50

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建設政策課）……………50

長野県景観規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課）……………50

建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）……………50

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則（会計課）……………51

長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則（スポーツ課）……………51

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）……………51

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）……………52

告示

令和2年12月14日専決処分した令和2年度補正予算の要領(財政課)	53
令和3年1月18日専決処分した令和2年度補正予算の要領(財政課)	53
令和3年1月29日専決処分した令和2年度補正予算の要領(財政課)	53
令和3年3月1日成立した令和2年度補正予算の要領(財政課)	54
令和3年3月16日成立した令和2年度補正予算の要領(財政課)	55
令和3年3月16日成立した令和3年度予算の要領(財政課)	58
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課)	63
商業宣伝放送に係る拡声機の使用基準等に関する指導要綱の一部改正(水大気環境課)	63
長野県立自然公園条例に基づく県立公園事業の決定及び図書の縦覧(自然保護課)	63
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)	63
基本測量の実施(建設政策課)	63
公共測量の実施(建設政策課)	63
公共測量の終了(5件)(建設政策課)	64
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(砂防課)	64
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)	66
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	66
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	66

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(情報政策課)	66
林業種苗法に基づく生産事業者の登録(森林づくり推進課)	67
土地改良区連合役員の就任の届出(農地整備課)	67
開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課)	67
建築基準法に基づく道路の指定(建築住宅課)	67
建築基準法に基づく道路の位置の指定(6件)(建築住宅課)	68
建築基準法に基づき指定した道路の変更(建築住宅課)	69
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課)	69

訓令

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規程の一部改正(保健厚生課)	71
--	----

本号で公布された条例のあらまし

◇ 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 消防団が活動しやすい環境を整え、消防団員の確保を図るため、消防団の活動に協力する事業所等を有する法人等に係る事業税の軽減措置の適用期限を、令和5年度（改正前：令和2年度）まで延長したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例等の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、同法等を引用している次に掲げる条例の規定について所要の改正を行いました。
 - (1) 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例
 - (2) 長野県県税条例
 - (3) 一般職の職員の給与に関する条例
 - (4) 長野県警察職員の給与に関する条例
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県附属機関条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 固定資産評価基準の運用の見直しに伴い、固定資産の価格の決定のための長野県固定資産評価審議会への諮問が原則3年に1回となったことに合わせ、同審議会の委員の任期を3年（改正前：2年）に改正しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 押印の見直しにより手続の簡素化を図るため、新たに職員となった者が提出する宣誓書の様式の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 職員が通勤、地域活動、ボランティアなど公務外の活動における過失による事故で禁錮以上の刑に処せられた場合でも一律に失職しないものとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 職員の仕事と家庭の両立支援の推進のため、小学校3年生までの子を養育する職員が、小学校就学前に取得できる部分休業と同様に、小学校就学後も勤務時間の始め及び終わりに休暇を取得できるよう、子育て部分休暇を新設しました。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行します。

◇ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和3年6月9日から施行します。

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業者に対する感染症及び災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定の義務付けなどの基準を設けたほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、令和3年4月1日から施行します。

◇ 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（条例第9号）

- 1 社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めました。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日（一部の規定は、令和4年4月1日）から施行します。
-

◇ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業者に対する感染症及び災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定の義務付けなどの基準を設けたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行します。
-

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 食品衛生に関する条例の廃止に伴い、同条例に係る規定を整理しました。
 - 2 動物の愛護及び管理に関する法律等の規定に基づき県の事務とされている動物取扱責任者研修の実施の委託等について、事務処理の効率的執行の観点から、保健所設置市である長野市及び松本市に移譲しました。
 - 3 この条例は、令和3年4月1日（1は、同年6月1日）から施行します。
-

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 諸経費の増大に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日（一部の規定は、同年6月1日、同年8月1日）から施行します。
-

◇ 長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 食品衛生法及び食品表示法の一部改正による食品等に係る自主回収情報の報告制度の創設に伴い、条例における自主回収の報告に係る規定を削除しました。
 - 2 この条例は、令和3年6月1日から施行します。
-

◇ 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定しました。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行します。
-

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 2050年度二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、関連する技術開発を重点的に支援すること等により、持続可能な脱炭素社会づくりに資する取組を推進するため、長野県自然エネルギー地域基金の用途を拡充した長野県ゼロカーボン基金を創設しました。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 企業等の依頼を受けて行う試験等に係る手数料について、試験装置の更新及び新たな試験装置の導入に伴い、これらの装置に係る試験区分に定める手数料の上限額を改定しました。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第17号）

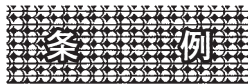
- 1 松本平広域公園やまびこドームに新たに設けられた会議室について、その利用料金の額を定めました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第18号)

- 1 新規発電所のしゅん工及び建設部から企業局への発電所の移管に伴い、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日(一部の規定は、令和3年4月1日)から施行します。

◇ 高等学校設置条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 「第1期長野県高等学校再編計画」に基づく募集停止に伴い、長野県望月高等学校を廃止したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行します。



消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第1号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例(平成19年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項第2号中「平成33年度分」を「令和6年度分」に改め、同条第4項第1号中「第36条第1項第2号又は」を「第36条第1項第1号のウ、第2号若しくは」に、「率を」を「率又は同条第2項、同条第3項第1号のア若しくは第2号若しくは同条第4項第1号のウ、第2号若しくは第3号に規定する率を」に、「同項」を「同条」に改め、同条第5項中「同項」を「同条」に、「第36条第1項」を「第36条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

消 防 課

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第2号

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例等の一部を改正する条例

(長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の一部改正)

第1条 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和2年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改め、同条第2項中「新型コロナ

ウイルス感染症及び」を削る。

第6条第2項第2号中「第14号」を「第15号」に改める。

第8条第2号中「若しくは法」を「法第31条の4第6項、法第31条の6第1項若しくは第2項若しくは法」に、「同条第3項」を「法第31条の6第3項若しくは法第45条第3項」に、「指示」を「命令」に改める。

(長野県県税条例の一部改正)

第2条 長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第16条の4第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例及び長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「の患者」を「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の患者」に改める。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)附則第23項

(2) 長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)附則第33項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

危機管理防災課
人事課
税務課
健康福祉政策課
警務課

長野県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第3号

長野県附属機関条例の一部を改正する条例

長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1の長野県固定資産評価審議会の項中

「2年」を「3年」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に長野県固定資産評価審議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

市町村課

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第4号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1から別記様式第4までの規定中

「氏名^①」を「氏名」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

人事課

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第5号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和27年長野県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮」を「禁錮」に改め、「公務遂行中の」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

人事課

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第6号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「第3項」の次に「並びに第12条の4」を加え、同条第4項中「以下この項、」を削り、「第3項」の次に「並びに第12条の4」を、「」とあるのは「要介護者」の次に「（第4項に規定する要介護者をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。）」を加える。

第8条中「及び不妊治療休暇」を「、不妊治療休暇及び子育て部分休暇」に改める。

第12条の3の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第12条の4 子育て部分休暇は、職員が地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる場合を除き、職員（当該承認を受けた職員その他人事委員会が定める職員を除く。）の小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第13条の見出しを「（療養休暇等の承認）」に改め、同条中「及び不妊治療休暇」を「、不妊治療休暇及び子育て部分休暇」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）第44条

(2) 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第26条

(3) 長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）第24条

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

3 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条中「及び」を「における休暇、」に、「場合に」を「場合における休暇及び当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことの承認を受けることができる場合を除き、当該職員（当該承認を受けた職員その他管理者が指定する職員を除く。）の小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び職員の育児休業

等に関する条例第2条の2に規定する者を含む。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に」に改める。

人事課

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第7号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成10年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第15条第6号中「第52条第4項及び」の次に「第5項並びに」を加える。

附則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

県民協働課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置するなど」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第30条中「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第32条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護等事業者は、適切な指定居宅介護等の提供を確保する観点から、当該指定居宅介護等事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定居宅介護等事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対し指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、従業者及び管理者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護等事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第33条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護等事業者は、当該指定居宅介護等事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

第34条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護等事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅等事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第34条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第34条の2 指定居宅介護等事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定居宅介護等事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、その理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護等事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者及び管理者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定居宅介護等事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第44条中「及び第31条を」を「、第31条及び第34条の2を」に改め、「あり、及び第31条中「指定居宅介護」と」及び「あり、及び第31条中「指定重度訪問介護」と」を削る。

第51条第2項第4号を次のように改める。

(4) 次条第1項において準用する第34条の2第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由等の記録

第52条第1項中「第22条、」を「第22条、第32条の2、」に、「、第35条」を「から第35条まで」に、「第39条」を「第39条の2」に、「(第34条)を」を「(第34条第1項)に改め、同条第2項中「第

28条まで」を「第25条まで、第26条、第27条」に改める。

第55条第1項中「第27条」を「第27条、第32条の2」に、「(第34条)」を「(第34条第1項)に、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第55条第2項」を「同項第4号中「次条第1項」とあるのは「第55条第1項」に改め、同条第2項中「から第26条まで、第28条」を「、第25条、第26条」に改める。

第55条の6中「第35条」を「第32条の2、第34条の2」に改める。

第68条第1項中「第28条」を「第28条、第32条の2」に、「(第34条中)」を「(第34条第1項中)」に改め、同条第2項中「、第28条」を削る。

第68条の5中「第35条」を「第32条の2、第34条の2」に改める。

第80条第1項中「及び第33条」を「、第32条第2項及び第3項並びに第32条の2」に、「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第99条第1項中「第27条」を「第27条、第32条の2」に、「(第34条)」を「(第34条第1項)に、「同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第99条第2項」を「同項第4号中「次条第1項」とあるのは「第99条第1項」に改め、同条第2項中「から第26条まで、第28条」を「、第25条、第26条」に改める。

第99条の5中「第35条」を「第32条の2、第34条の2」に改める。

第105条第1項中「第27条」を「第27条、第32条の2」に、「(第34条)」を「(第34条第1項)に、「同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第105条第2項」を「同項第4号中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」に改め、同条第2項中「から第26条まで、第28条」を「、第25条、第26条」に改める。

第105条の5中「第35条」を「第32条の2、第34条の2」に改める。

第109条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

第110条第1項中「第27条」を「第27条、第32条の2」に、「(第34条)」を「(第34条第1項)に、「同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第110条第2項」を「同項第4号中「次条第1項」とあるのは「第110条第1項」に改め、同条第2項中「から第26条まで、第28条」を「、第25条、第26条」に改める。

第113条第1項中「第27条」を「第27条、第32条の2」に、「(第34条)」を「(第34条第1項)に、「同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第113条第2項」を「同項第4号中「次条第1項」とあるのは「第113条第1項」に改め、同条第2項中「から第26条まで、第28条」を「、第25条、第26条」に、「第70条」を「第68条の3、第70条」に改める。

第114条第1項中「第27条」を「第27条、第32条の2」に、「(第34条)」を「(第34条第1項)に、「同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第114条第2項」を「同項第4号中「次条第1項」とあるのは「第114条第1項」に改め、同条第2項中「から第26条まで、第28条」を「、第25条、第26条」に改める。

第118条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又は対面に相当する方法」を加える。

第118条の12第1項中「第32条から」の次に「第34条まで及び第35条から」を加える。

第118条の18第1項中「第32条から」の次に「第34条まで、第35条から」を加える。

第120条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第120条の11に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、当該指定共同生活援助事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第121条第1項中「第27条」を「第27条、第32条の2」に、「(第34条)」を「(第34条第1項)に、「同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第121条第2項」を「同項第4号中「次条第1項」とあるのは「第121条第1項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第61号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置するなど」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、当該療養介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対し療養介護の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則に定める措置を講じなければ」に改める。

第28条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底

を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止
するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第43条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次
の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護
を受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者が、指定就労
定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、
設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号）
第118条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）

の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日
以降速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就
労定着支援事業者（同条例第118条の3第1項に規定する指定
就労定着支援事業者をいう。第64条第2項及び第78条第2項に
おいて同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第47条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」
を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第49条、第54条及び第59条中「第32条まで」を「第32条の2ま
で」に改める。

第61条第6項を削り、同条第7項を同条第6項とする。

第64条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1
項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用
を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速
やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着
支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第66条第1項中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第68条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第68条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業
所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他
の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項と
して厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定め
るところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネット
の利用その他の方法により公表しなければならない。

第78条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1
項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の
利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以
後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労
定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第80条及び第83条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改
める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関
する条例の一部改正)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準
に関する条例（平成24年長野県条例第62号）の一部を次のように
改正する。

第17条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する重要事項を記載した
書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつ
でも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による
掲示に代えることができる。

第24条中「第8項」を「第7項」に、「並びに第44条」を「か
ら第45条まで」に、「及び第36条第3項」を「第36条第3項、
第36条の2第2項及び第40条第3項第3号」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一
部改正)

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条
例（平成24年長野県条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「第44条」を「第45条」に、「第45条」を「第46条」に
改める。

第3条第3項中「責任者を設置するなど」を削り、「講ずるよ
う努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その
他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよ
う連携に努めなければならない。

第11条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項
とする。

第27条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2
項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用
者が、指定就労定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総
合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事
業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長
野県条例第60号）第118条の2に規定する指定就労定着支援を
いう。以下この条において同じ。）の利用を希望する場合には、
第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労
定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例
第118条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。
次項において同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、
利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2
項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着
支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整
に努めなければならない。

第36条に次の1項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確
保する観点から、当該障害者支援施設において行われる性的な
言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要か
つ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されるこ
とを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じ
なければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第36条の2 障害者支援施設は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対し施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第38条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則に定める措置を講じなければ」に改める。

第40条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条を第46条とする。

第2章中第44条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第45条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第21条」に、「第21条」を「第22条」に改める。

第1条中「第5条第26項」を「第5条第27項」に改める。

第2条第4項中「責任者を設置するなど」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 地域活動支援センターは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第15条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、従業者の資質の向上のために、そ

の研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該地域活動支援センターにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第16条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第16条の2 地域活動支援センターは、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則に定める措置を講じなければ」に改める。

第21条を第22条とする。

第2章中第20条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第21条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則に定める措置を講じなければならない。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

第2条第4項中「責任者を設置するなど」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 福祉ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第13条の2 福祉ホームは、利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該福祉ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための

方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。
第14条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条の2 福祉ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第15条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第19条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置するなど」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第1号中「保育士又は2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した規則で定める者(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」を「又は保育士」に改め、同項第3号を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項に掲げる」を「前3項に規定する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項第2号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、同項の指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かたん}その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、看護職員を置かないことができる。

第6条第1項ただし書中「通わせる」及び「委託する」の次に「当該」を加え、同項第6号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、同項の指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営む

ために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、看護職員を置かないことができる。

第6条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項の」を「第2項の」に、「同項」を「第1項」に、「次」を「同項各号に掲げる従業者のほか、次」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる第1項の指定児童発達支援事業所には、同項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者(前項ただし書に規定する規則で定める場合に該当するときは、第3号に掲げる看護職員を除く。)を置かなければならない。

(1) 言語聴覚士

(2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。)

(3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)

第36条中「第42条」を「第42条第1項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、当該指定児童発達支援事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第37条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、障害児に対し指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第40条第2項中「は、」を「は、当該」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第42条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、こ

れをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第43条第1項中「次項」の次に「及び第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第44条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第53条の2の5第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員又は保育士

第53条の5中「第42条」を「第42条第1項」に改める。

第57条中「第42条中」を「第42条第1項中」に改める。

第59条第1項各号を次のように改める。

(1) 児童指導員又は保育士

(2) 児童発達支援管理責任者

第59条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項に掲げる」を「前3項に規定する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、看護職員を置かないことができる。

第60条中「第42条中」を「第42条第1項中」に改める。

第60条の2の2中「第42条」を「第42条第1項」に改める。

第60条の7中「第37条まで」を「第37条の2まで」に、「第42条」を「第42条第1項」に改める。

第65条中「第37条まで」を「第37条の2まで」に、「第42条中」を「第42条第1項中」に改める。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置するなど」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第33条中「第39条」を「第39条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、当該指定福祉型障害児入所施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって

業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症及び非常災害の発生時において、障害児に対し指定入所支援の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。第36条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第37条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第39条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「次項」の次に「及び第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第53条中「第39条中」を「第39条第1項中」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 児童福祉施設は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第5条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第5条の2 障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下「障害児入所施設等」という。)は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し障害児入所支援又は児童発達支援の提

供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第12条第2項中「は、」を「(障害児入所施設等を除く。)は、」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

第27条第3項中「学部」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第68条第2項第3号中「次項第2号及び第82条第3項において」を「以下」に改める。

第82条第1項中「には」を「(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この項において同じ。)には」に改め、同項ただし書中「調理員を」の次に「、規則で定める場合にあっては看護職員を」を加え、同項に次の1号を加える。

(8) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下この号において同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う福祉型児童発達支援センターにあっては、看護職員

第82条第2項及び第3項を次のように改める。

2 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、前項各号に掲げる職員及び言語聴覚士を置かななければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる当該福祉型児童発達支援センターにあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する当該福祉型児童発達支援センターにあっては調理員を置かないことができる。

3 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項第1号から第7号までに掲げる職員及び看護職員を置かななければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる当該福祉型児童発達支援センターにあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する当該福祉型児童発達支援センターにあっては調理員を置かないことができる。

第90条第2項中「の学部」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、同条第3項中「前項第7号」を「第1項第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指

定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新指定障害福祉サービス事業者等基準条例」という。)第3条第3項及び第39条の2(新指定障害福祉サービス事業者等基準条例第52条第1項、第55条第1項、第68条第1項、第80条第1項、第99条第1項、第105条第1項、第110条第1項、第113条第1項、第114条第1項、第118条の12第1項、第118条の18第1項及び第121条第1項において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業者の設備及び運営の基準に関する条例(以下「新障害福祉サービス事業者等基準条例」という。)第3条第3項及び第32条の2(新障害福祉サービス事業者等基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)第3条第3項(第3条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)第24条において準用する場合を含む。)及び第45条(新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。)、第5条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。)第2条第4項及び第21条、第6条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新福祉ホーム基準条例」という。)第2条第4項及び第19条、第7条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第3条第4項及び第44条第2項(新指定通所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、第57条、第60条、第60条の2、第60条の2の2、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。)並びに第8条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新指定入所施設基準条例」という。)第3条第4項及び第41条第2項(新指定入所施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業者等基準条例第32条の2(新指定障害福祉サービス事業者等基準条例第52条第1項、第55条第1項、第68条第1項、第80条第1項、第99条第1項、第105条第1項、第110条第1項、第113条第1項、第114条第1項、第118条の12第1項、第118条の18第1項及び第121条第1項において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス事業者等基準条例第25条の2(新障害福祉サービス事業者等基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第36条の2(新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第16条の2、新福祉ホーム基準条例第14条の2、新指定通所支援基準条例第37条の2(新指定通所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、

第57条、第60条、第60条の2、第60条の2の2、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例第34条の2(新指定入所施設基準条例第53条において準用する場合を含む。))及び第9条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(次項において「新児童福祉施設基準条例」という。))第5条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第33条第3項(新指定障害福祉サービス事業等基準条例第80条第1項、第118条の12第1項及び第118条の18第1項において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス事業基準条例第27条第2項(新指定障害福祉サービス事業等基準条例第52条第2項において準用する場合を含む。))及び第47条第2項(新指定障害福祉サービス事業等基準条例第55条第2項、第68条第2項、第99条第2項、第105条第2項、第110条第2項、第113条第2項、第114条第2項及び第121条第2項並びに新障害福祉サービス事業基準条例第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第38条第2項(新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第17条第2項、新福祉ホーム基準条例第15条第2項、新指定通所支援基準条例第40条第2項(新指定通所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、第57条、第60条、第60条の2、第60条の2の2、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例第37条第2項(新指定入所施設基準条例第53条において準用する場合を含む。))並びに新児童福祉施設基準条例第12条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和4年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第34条の2第3項(新指定障害福祉サービス事業等基準条例第52条第1項、第55条第1項、第68条第1項、第80条第1項、第99条第1項、第105条第1項、第110条第1項、第113条第1項、第114条第1項及び第121条第1項において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス事業基準条例第28条第3項(新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第40条第3項(新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。)、新指定通所支援基準条例第43条第3項(新指定通所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、第57条、第60条、第60条の2、第60条の2の2、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。))及び新指定入所施設基準条例第40条第3項(新指定入所施設基準条例第53条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

6 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「旧指定通所支援基準条例」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第5条第1項及び第5項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例によ

る。

7 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第53条の2の5第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第53条の2の5第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、新指定通所支援基準条例第59条第1項及び第5項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第60条の2の2において準用する旧指定通所支援基準条例第53条の2の5第1項に定める基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス等事業者については、新指定通所支援基準条例第60条の2の2において準用する新指定通所支援基準条例第53条の2の5第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

こども・家庭課児童相談・養育支援室
障がい者支援課

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第9号

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 基本方針(第4条)

第3章 設備及び運営に関する基準(第5条—第32条)

第4章 雑則(第33条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。))第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。))の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

(無料低額宿泊所の範囲)

第3条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている場合その他の事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること(明示的に

限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。)

イ 入居者の総数に占める生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料(居室使用料及び共益費を除く。)を受領してサービスを提供していること(サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。)

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準(同法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。)に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるかどうかについて常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、当該入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第5条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第6条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第7条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。)が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者となるよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第22条を除き、以下同じ。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

第8条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第9条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、震災、風水害、噴火その他の非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第10条 無料低額宿泊所は、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) その提供したサービスの具体的な内容等の記録

(2) 第31条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(3) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(規模)

第11条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第12条 無料低額宿泊所は、本体となる施設(入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。)と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの(入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。)を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置するなど入居者へのサービスの提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、規則で定める基準を満たすものとする。

4 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。)の入居定員の合計は、規則で定める基準を満たすものとする。

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第10条第1項及び第2項に規定する記録のほか、第21条の規定による状況の把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備)

第13条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和23年法律第186号)の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置及び自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室
- (3) 食堂

6 第4項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

7 第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

(職員)

第14条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。

2 無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下この項において「日常生活支援住居施設」という。)に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(重要事項の説明等)

第15条 無料低額宿泊所は、規則で定めるところにより、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービス内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約及びそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間(1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。)の場合は、1年とする。)及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条第1項又は第3項の規定により県又は市町村が設置する福祉に関する事務所(次条第3項において「福祉事務所」という。)等の県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

(入退居)

第16条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等の県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第17条 無料低額宿泊所は、規則で定めるところにより、入居者から利用料の支払を受けることができる。

(サービス提供の方針)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、その者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、その者が生きがいを持って生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が1つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 入居者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。

(入浴)

第20条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日1回の頻度で入浴の

機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第21条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者の居室への訪問等により入居者の状況の把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第22条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第23条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第24条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第25条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第26条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないよう、発生の予防及び発生時の対応に係る計画の作成等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、換気を十分に行うことその他の熱中症を予防するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭の管理)

第27条 入居者の金銭の管理は、当該入居者が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、無料低額宿泊所が、規則で定めるところにより、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

(掲示及び公表)

第28条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第30条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(苦情解決)

第31条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第85条第1項の規定により運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第32条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第4章 雑則

(補則)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第13条第7項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

地域福祉課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第10号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、

設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第28条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、当該指定訪問介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定訪問介護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

第32条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の見出し中「協力」を「協力等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第50条第1号中「、第5号及び第6号」を「及び第5号から第7号まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第50条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、当該指定訪問入浴介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第52条中「第30条」を「第30条の2」に、「第32条」を「第32条第1項」に改める。

第73条第1号中「及び第5号」を「、第5号及び第7号」に改める。

第75条中「第32条」を「第32条第1項」に改める。

第76条中「歯科衛生士」の次に「(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第1項第1号のイ及び第80条第3項において同じ。)」を加える。

第80条第2項中「、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。)又は管理栄養士」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。

第80条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。

(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。

(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。

(4) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容につ

いて、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。

第81条第1号中「まで」の次に「及び第7号」を加える。

第83条中「第32条」を「第32条第1項」に改める。

第90条第1号中「、第5号及び第6号」を「及び第5号から第7号まで」に改める。

第91条に次の2項を加える。

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、当該指定通所介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第93条に次の1項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第94条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第94条の2を第94条の3とし、第94条の次に次の1条を加える。
(地域との連携等)

第94条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第96条中「第26条」を「第26条、第30条の2」に、「から第37条まで」を「、第36条、第38条の2」に、「第32条中」を「第32条第1項中」に改める。

第99条中「第91条第2項」の次に「から第4項までの規定」を加える。

第123条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第125条中「第26条」を「第26条、第30条の2」に、「第32条中」を「第32条第1項中」に、「、第5号及び第6号」を「及び第5号から第7号まで」に、「及び第5号」を「、第5号及び第7号」に改める。

第127条第3項中「、介護職員及び看護職員」を削り、「それぞれ1人」を「1人以上」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定短期入所

生活介護事業所であって当該施設と一体的に運営されるもの（利用定員が20人未満であるものに限る。）にあつては、この限りでない。

第139条第1号中「及び第6号」を「、第6号及び第7号」に改める。

第143条中「第25条」を「第25条、第30条の2」に、「第35条」を「第35条、第36条、第37条第1項、第38条」に、「第32条中」を「第32条第1項中」に改める。

第152条に次の2項を加える。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第158条中「第127条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第32条」を「第32条第1項」に、「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第171条中「第25条」を「第25条、第30条の2」に、「第35条」を「第35条、第36条、第37条第1項、第38条」に、「第32条中」を「第32条第1項中」に改める。

第188条第1号中「及び第6号」を「、第6号及び第7号」に改める。

第189条に次の2項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、当該指定特定施設入居者生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第193条中「第25条」を「第25条、第30条の2」に、「、第39条」を「から第39条まで」に、「第32条中」を「第32条第1項中」に改める。

第210条第1号中「及び第5号」を「、第5号及び第7号」に改める。

第212条に次の1項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

第213条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第215条中「第25条」を「第25条、第30条の2」に、「及び第91条第1項」を「並びに第91条第1項及び第4項」に、「訪問介護員等」を「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」に改める。

第224条中「第25条」を「第25条、第30条の2」に、「第91条第1項、」を「第91条第1項及び第4項、」に、「まで及び」を「まで並びに」に、「」中「訪問介護員等」を「」中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」に改める。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第2条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第48条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第48条の2に次の2項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第48条の2の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第48条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対し指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第48条の3に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

第48条の4に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第48条の9の見出し中「協力」を「協力等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第48条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第48条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第59条の2第1号中「及び第7号」を「、第7号及び第8号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第59条の3 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、第56条第1項に規定する従業者の勤務の体制を定め、当該指定介護予防訪問看護事業所の当該従業者によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、第56条第1項に規定する従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、当該指定介護予防訪問看護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより第56条第1項に規定する従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第61条中「第48条の2」を「第48条の2の2」に、「第48条の4」を「第48条の4第1項」に改める。

第68条第1号中「及び第5号」を「、第5号及び第8号」に改める。

第70条中「第48条の2」を「第48条の2の2」に、「及び第48条の7」を「、第48条の7」に、「までの」を「まで及び第59条の3の」に、「介護予防訪問入浴介護従業者」を「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第59条の3中「第56条第1項に規定する従業者」とあり、及び「当該従業者」に、「第48条の4」

を「第48条の4第1項」に改める。

第73条中「歯科衛生士」の次に「(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第1項第1号のイ及び第80条第3項において同じ。)」を加える。

第76条第1号中「まで」を「まで及び第8号」に改める。

第78条中「第48条の2」を「第48条の2の2」に、「まで及び」を「まで、」に、「の規定は」を「及び第59条の3の規定は」に、「第48条の4」を「第48条の4第1項」に、「読み替える」を「、第59条の3中「第56条第1項に規定する従業者」とあり、及び「当該従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第80条第2項中「、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。))又は管理栄養士」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。

第80条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、その居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。

(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。

(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。

(4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。

第99条の3第1号中「及び第6号」を「、第6号及び第8号」に改める。

第99条の4に次の2項を加える。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第98条第1項に規定する従業者(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより第98条第1項に規定する従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第99条の6に次の1項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。第101条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第103条中「、第48条の4」を「、第48条の2の2、第48条の4」に、「第48条の4中」を「第48条の4第1項中」に改める。

第108条第3項中「、介護職員及び看護職員」を削り、「それぞれ1人」を「1人以上」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所で、当該施設と一体的に運営されるもの(利用定員が20人未満であるものに限る。)にあつては、この限りでない。

第113条第1号中「及び第7号」を「、第7号及び第8号」に改める。

第114条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第117条中「、第48条の4」を「、第48条の2の2、第48条の4から第48条の8まで、第48条の9第1項、第48条の10」に、「第48条の4中」を「第48条の4第1項中」に改める。

第130条に次の2項を加える。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第108条第1項に規定する従業者(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより第108条第1項に規定する従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第139条中「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第99条の6」を「第99条の6第1項」に改める。

第145条中「第47条」を「第47条、第48条の2の2」に、「第48条の7」を「第48条の7、第48条の8、第48条の9第1項、第48条の10」に、「第48条の4中」を「第48条の4第1項中」に、「第2号及び第7号」を「第7号及び第8号」に、「及び第2号」を「及び第8号」に改める。

第164条第1号中「及び第7号」を「、第7号及び第8号」に改める。

第165条に次の2項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、

当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第169条中「第47条まで」を「第47条まで、第48条の2の2」に、「第48条の10、第48条の11」を「第48条の9第1項、第48条の10から第48条の11まで」に、「第48条の4中」を「第48条の4第1項中」に改める。

第189条第1号中「及び第5号」を「、第5号及び第8号」に改める。

第191条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

第192条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第194条中「第47条」を「第47条、第48条の2の2」に、「及び第99条の4第1項」を「並びに第99条の4第1項及び第4項」に、「とあるのは「第187条第1項」を「とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」とあるのは「第187条第1項」に改める。

第204条中「第47条」を「第47条、第48条の2の2」に、「、第187条」を「及び第4項、第187条」に、「介護予防訪問入浴介護従業者」を「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」に改める。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項中「の栄養士」を「の栄養士又は管理栄養士」に、「、栄養士」を「、栄養士及び管理栄養士」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 栄養士又は管理栄養士

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第27条中「第33条」を「第33条第1項」に改め、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定す

る介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第49条第1号中「第7号」を「第8号」に改める。

第51条第1項中「第33条中「運営規定」を「第33条第1項中「運営規程」に改める。

附則第3項中「前項」を「前3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第2項の次に次の2項を加える。

3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第31条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めなければ」とする。

4 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第39条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。

(旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「ユニット型指定介護療養型医療施設」とは、施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室(当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(第7条第4項第2号において「ユニット」という。)ごとに入院患者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。

第2条の次に次の見出し及び6条を加える。

(基準)

第3条 指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。次項、第5条第1項及び第6条第5項において同じ。)は、入院患者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービス(旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。次項において同じ。)を有する病院である指定介護療養型医療施設の医師及び薬剤師並びに栄養士又は管理栄養士の員数の基準は、規則で定める。

2 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第52条の規定の適用を受けていたものに限る。次条第1項において同じ。)である指定介護療養型医療施設の看護職員(看護師又は准看護師をいう。)及び介護職員の員数の基準は、規則で定める。

3 老人性認知症疾患療養病棟(介護保険法施行令(平成10年政

令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。次項において同じ。)を有する病院である指定介護療養型医療施設の医師及び薬剤師並びに栄養士又は管理栄養士の員数の基準は、規則で定める。

4 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。次条第1項において同じ。)である指定介護療養型医療施設の従業者の員数の基準は、規則で定める。

5 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第5条 療養病床を有する病院及び老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設の廊下の幅の基準は、規則で定める。

2 指定介護療養型医療施設の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

第6条 指定介護療養型医療施設は、身体の拘束その他の行動を制限する行為(以下この項及び第16項において「身体拘束等」という。)の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

4 入院患者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとすよう努めなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第13項において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入院患者の定員

(4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他施設の運営に関する重要事項

6 指定介護療養型医療施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症の入院患者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

7 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、当該指定介護療養型医療施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

8 指定介護療養型医療施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入院患者に対し指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

9 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

10 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11 指定介護療養型医療施設は、避難訓練、救出訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

12 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

13 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。ただし、当該重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、当該掲示に代えることができる。

14 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するために講ずる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置かなければならない。

15 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

16 指定介護療養型医療施設における指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録の保存期間は、5年間とする。

- (1) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びにその理由の記録
- (2) 入院患者又はその家族から受け付けた苦情の内容等の記録
- (3) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合における当該事故の状況及び当該事故に際して採った措置についての記録

第7条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設の病室の基準は、規則で

定める。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 前条第5項第1号から第7号までに掲げる事項
- (2) ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
- (3) その他施設の運営に関する重要事項

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、平成25年3月31日において当該指定介護療養型医療施設が従うべき当該基準の例による。

（介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第55号）の一部の次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第6号を次のように改める。

(6) 栄養士又は管理栄養士

第19条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第19条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第19条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中「第34条」を「第34条第1項」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条に次の2項を加える。

4 介護老人保健施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、当該介護老人保健施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 介護老人保健施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第31条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第34条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第39条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第49条第1号中「、第5号及び第6号」を「及び第5号から第7号まで」に改める。

第51条第1項中「第34条中「運営規定」を「第34条第1項中「運営規程」に改める。

附則第3項中「前項」を「前3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第2項の次に次の2項を加える。

3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第32条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なうよう努めなければ」とする。

4 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第39条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。

（養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第56号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第29条」に、「第29条」を「第30条」に改める。

第2条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

第7条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

2 養護老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条第6項第1号及び第3号中「従業者」を「職員」に改める。

第20条第2項中「第28条」を「第29条」に改める。

第22条に次の2項を加える。

4 養護老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該養護老人ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第22条の2 養護老人ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し処遇を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第29条を第30条とする。

第2章中第28条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附則に次の2項を加える。

4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第23条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、支援員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なうよう努めなければ」とする。

5 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第28条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。

(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第57号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

第7条中「次に掲げる場合の介護職員及び看護職員(ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームに配置される看護職員に限る。)を除き」を削り、同条各号を削る。

第8条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第16条第6項第1号及び第3号中「従業者」を「職員」に改める。

第24条第2項中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第25条に次の2項を加える。

4 特別養護老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該特別養護老人ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第34条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対する虐待の防

止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

第35条第1号中「第7号」を「第8号」に改める。

第37条第8項第1号及び第3号中「従業者」を「職員」に改める。

第43条第1項中「第32条まで」を「第32条の2まで」に、「第27条」を「第25条の2、第27条」に改め、「第26条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と」を削る。

第46条第1項中「(第7条)」を「(第7条及び第12条第1項ただし書)」に、「第24条第2項」を「第12条第1項ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等」とあるのは「他の社会福祉施設等」と、「当該特別養護老人ホーム」とあるのは「当該地域密着型特別養護老人ホーム」と、第24条第2項」に、「第32条まで」を「第32条の2まで」に、「第32条」を「第32条、第32条の2」に改め、同条第2項中「第12条第1項ただし書及び」を削る。

第48条第1項中「(第7条)」を「(第7条及び第12条第1項ただし書)」に、「第15条中」を「第12条第1項ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等」とあるのは「他の社会福祉施設等」と、「当該特別養護老人ホーム」とあるのは「当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第15条中」に、「第27条から第32条」を「第25条の2、第27条から第32条の2」に改め、「第26条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と」を削り、同条第2項中「第12条第1項ただし書」を削る。

附則第4項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第3項の次に次の2項を加える。

4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第27条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、介護職員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければ」とする。

5 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第32条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
第8条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第34条」に、「第34条」を「第35条」に改める。

第2条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

第7条中「第12条及び第28条」を「第12条第1項及び第28条第1項」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その

他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項第1号及び第3号中「従業者」を「職員」に改める。

第22条第2項中「第33条」を「第34条」に改める。

第24条に次の2項を加える。

4 軽費老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該軽費老人ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 軽費老人ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第28条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第34条を第35条とする。

第2章中第33条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第34条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附則に次の2項を加える。

3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第26条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、介護職員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければ」とする。

4 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第33条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。

（介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第9条 介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 介護医療院は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第6号を次のように改める。

(6) 栄養士又は管理栄養士

第19条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第19条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第19条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中「第34条」を「第34条第1項」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条に次の2項を加える。

4 介護医療院は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、当該介護医療院において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 介護医療院は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第34条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当

該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第49条第1号中「、第5号及び第6号」を「及び第5号から第7号まで」に改める。

第51条第1項中「第34条中」を「第34条第1項中」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項中「この条例」を「前2項に定めるもののほか、この条例」に改め、同項を附則第4項とし、附則第1項の次に次の見出し及び2項を加える。

(経過措置)

2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第32条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めなければ」とする。

3 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第39条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)第3条第3項及び第38条の2(新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)第3条第3項及び第48条の10の2(新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第3条第4項、

第39条の2及び第43条第3項、第4条の規定による改正後の旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。)第3条第1項、第6条第15項及び第7条第1項、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第6条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新養護老人ホーム基準条例」という。)第2条第4項及び第29条、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)第3条第5項、第32条の2及び第34条第3項、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)第2条第4項及び第34条並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第28条(新指定居宅サービス等基準条例第66条において準用する場合を含む。)、第50条、第73条、第81条、第90条(新指定居宅サービス等基準条例第125条において準用する場合を含む。)、第139条(新指定居宅サービス等基準条例第171条において準用する場合を含む。)、第151条、第188条、第200条及び第210条(新指定居宅サービス等基準条例第224条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、第59条の2、第68条、第76条、第99条の3、第113条(新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。)、第129条、第164条、第181条及び第189条(新指定介護予防サービス等基準条例第204条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条及び第49条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項及び第7条第4項、新介護老人保健施設基準条例第28条及び第49条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条、新軽費老人ホーム基準条例第7条並びに新介護医療院基準条例第28条及び第49条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、新指定居宅サービス等基準条例第28条、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項、新介護老人保健施設基準条例第28条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条、新軽費老人ホーム基準条例第7条及び新介護医療院基準条例第28条中「の重要事項」とあるのは「の重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」と、新指定居宅サービス等基準条例第50条第1号及び第90条第1号、新介護老人保健施設基準条例第49条第1号並びに新介護医療院基準条例第49条第1号中「及び第5号から第7号まで」とあるのは「、第5号及び第6号」と、新指定居宅サービス等基準条例第73条第1号及び第210条第1号中「、第5号及び第7号」とあるのは「及び第5号」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第1号中「まで及び第7号」とあるのは「まで」と、新指定居宅サービス等基準条例第139条第1号及び第188条第1号中「、第6号及び第7号」

とあるのは「及び第6号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第59条の2第1号、第113条第1号及び第164条第1号中「、第7号及び第8号」とあるのは「及び第7号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第68条第1号及び第189条第1号中「、第5号及び第8号」とあるのは「及び第5号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76条第1号中「まで及び第8号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サービス等基準条例第99条の3第1号中「、第6号及び第8号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護老人福祉施設基準条例第49条第1号及び新特別養護老人ホーム基準条例第35条第1号中「第8号」とあるのは「第7号」と、新介護療養型医療施設基準条例第7条第4項第1号中「第7号」とあるのは「第6号」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第30条の2(新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第48条の2の2(新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条の2、新介護療養型医療施設基準条例第6条第8項から第10項まで、新介護老人保健施設基準条例第29条の2、新養護老人ホーム基準条例第22条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2及び新介護医療院基準第29条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第31条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条及び第83条において準用する場合を含む。)、第94条第2項(新指定居宅サービス等基準条例第143条及び第193条において準用する場合を含む。)、第123条第2項及び第212条第6項並びに新指定介護予防サービス等基準条例第48条の3第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条及び第78条において準用する場合を含む。)、第101条第2項(新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。)、第114条の2第2項(新指定介護予防サービス等基準条例第169条において準用する場合を含む。))及び第191条第6項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症の利用者等に対する介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第50条の2第3項、第91条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第125条、第143条及び第171条において準用する場合を含む。)、第152条第4項(新指定居宅サービス等基準条例第176条第1項において準用する場合を含む。))及び第189条第5項、新介護予防サービス基準条例第48条の2第3項、第99条の4第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第117条及び第145条において準用する場合を含む。)、第130条第4項(新指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項において準用する場合を含む。))及び第165条第5項、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条第4項、新介護療養型医療施設基準条例第6条第6項、新介護老人保健施設基準条例第29条第4項、新養護老人ホーム基準条例第22条第4項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条第4項、新軽費老人ホーム基準条例第24条第4項並びに新介護医療院基準条例第29条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定介護老人福祉施設基準条例第20条の2、新介護療養型医療施設基準条例第6条第2項、新介護老人保健施設基準条例第19条の2及び新介護医療院基準条例第19条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定介護老人福祉施設基準条例第20条の3、新介護療養型医療施設基準条例第6条第3項、新介護老人保健施設基準条例第19条の3及び新介護医療院基準条例第19条の3の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(指定介護療養型医療施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間における新介護療養型医療施設基準条例第6条第12項の規定の適用については、同項中「実施しなければ」とあるのは、「実施するよう努めなければ」とする。

(指定介護療養型医療施設における事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 9 施行日から令和3年9月30日までの間における新介護療養型医療施設基準条例第6条第14項の規定の適用については、同項中「置かなければ」とあるのは、「置くよう努めなければ」とする。

介護支援課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第11号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の11の項を次のように改める。

11 削除	
-------	--

別表の13の項中「(17)」を「(18)」に、「(19)」を「(20)」に、「(21)」を「(22)」に、

「(16) 法第22条の6の規定による検案書等の提出の命令」を

「(16) 法第22条第4項の規定による動物取扱責任者研修の実施の委託」に、「(18)」を「(19)」に、「(20)」を「(21)」に、「(22)」を「(23)」に、
 「(17) 法第22条の6の規定による検案書等の提出の命令」

「(23)」を「(24)」に、「(24)」を「(25)」に、「(25)」を「(26)」に、「(26)」を「(27)」に、「(27)」を「(28)」に、「(28)」を「(29)」に、「(29)」を「(30)」に、「(30)」を「(31)」に、「(31)」を「(32)」に、「(32)」を「(33)」に、「(33)」を「(34)」に、「(34)」を「(35)」に、「(35)」を「(36)」に、「(36)」を「(37)」に、「(37)」を「(38)」に、「(38)」を「(39)」に、「(39)」を「(40)」に、「(40)」を「(41)」に、「(41)」を「(42)」に、「(42)」を「(43)」に、「(43)」を「(44)」に、「(44)」を「(45)」に、「(45)」を「(46)」に、「(46)」を「(47)」に、「(47)」を「(48)」に、「(48)」を「(49)」に、「(49)」を「(50)」に、「(50)」を「(51)」に、「(51)」を「(52)」に、「(52)」を「(53)」に、「(53)」を「(54)」に、「(54)」を「(55)」に、「(55)」を「(56)」に、「(56)」を「(57)」に、「(57)」を「(58)」に、「(60)」を「(61)」に、「(58)」を「(59)」に、「(59)」を「(60)」に、「(61)」を「(62)」に、「(62)」を「(63)」に、

「(63) 省令第18条第3項の規定による書類の提出の要求」を

「(64) 省令第18条第3項の規定による書類の提出の要求」に改める。
 「(65) 省令第20条第3号の規定による措置内容の届出の受理」

附 則

この条例中、別表の13の項の改正規定は令和3年4月1日から、同表の11の項の改正規定は同年6月1日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第12号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の19の項の備考以外の部分を次のように改める。

19 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区 分		単 位	金 額
(1) 法第26条第1項の規定による検査		長野県環境保全研究所試験検査手数料条例（昭和23年長野県条例第76号）別表に定めるところによる。	
(2) 法第48条第6項第3号に規定する養成施設の登録の申請に対する審査		1 件	150,000円
(3) 法第48条第6項第4号に規定する講習会の登録の申請に対する審査		〃	90,000円
(4) 法第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定による営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業	ア 祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける施設において営業するもの	新規 5,800円
			継続 4,600円
	イ ア以外のもの	新規 17,000円	
		継続 13,000円	
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業、食肉販売業、魚介類販売業又は集乳業	新規 10,000円	
		継続 8,600円	
魚介類競り売り営業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線照射業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業、氷雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、そうざい製造業、冷凍食品製造業、密封包装食品製造業又は添加物製造業	新規 22,000円		
	継続 18,000円		

菓子製造業	ア 祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける施設において製造するもの	新規	〃	5,800円
		継続	〃	4,600円
	イ ア以外のもの	新規	〃	15,000円
		継続	〃	12,000円
アイスクリーム類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、漬物製造業又は食品の小分け業		新規	〃	15,000円
		継続	〃	12,000円
みそ又はしょうゆ製造業又は酒類製造業		新規	〃	17,000円
		継続	〃	13,000円
複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業		新規	〃	30,000円
		継続	〃	25,000円

別表第1の19の項の備考の2中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同表の33の項中

(2) 法第4条第4項の規定による薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	〃	11,100円	を
--------------------------------------	---	---------	---

(2) 法第4条第4項の規定による薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	〃	11,100円	に、「(3)」
(3) 法第6条の2第1項の規定による地域連携薬局の認定の申請に対する審査	〃	11,900円	
(4) 法第6条の2第4項の規定による地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	〃	11,900円	
(5) 法第6条の3第1項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	〃	11,900円	
(6) 法第6条の3第5項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	〃	11,900円	

を「(7)」に、「(4)のオ」を「(8)のオ」に、「(4) 政令」を「(8)政令」に、「(5)」を「(9)」に、「(6)」を「(10)」に、「(7)」を「(11)」に、「(8)」を「(12)」に、「(9)」を「(13)」に、「(10)」を「(14)」に、「(11)」を「(15)」に、「(12)」を「(16)」に、「(13)」を「(17)」に、「(14)」を「(18)」に、「(15)」を「(19)」に、「(16)」を「(20)」に、「(17)」を「(21)」に、「(18)」を「(22)」に、「(19)」を「(23)」に、「(20)」を「(24)」に、「(21)」を「(25)」に、「(22)」を「(26)」に、「(23)」を「(27)」に、「(24)」を「(28)」に、「(25)」を「(29)」に、「(26)」を「(30)」に、「(27) 法第39条第4項」を「(31) 法第39条第6項」に、「(28)」を「(32)」に、「(29)」を「(33)」に、「(30)」を「(34)」に、「(31)」を「(35)」に、「(32) 法第40条の5第4項」を「(36) 法第40条の5第6項」に、「(33)」を「(37)」に、「(34) 政令第1条の5第1項」を「(38) 政令第2条の3第1項」に、

(35) 政令第1条の6第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付	〃	2,900円	を
-----------------------------------	---	--------	---

(39) 政令第2条の4第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付	〃	2,900円	に、
(40) 政令第2条の8第1項の規定による認定証の書換え交付	〃	2,000円	
(41) 政令第2条の9第1項の規定による認定証の再交付	〃	2,900円	

「(36)」を「(42)」に、「(37)」を「(43)」に、「(38)」を「(44)」に、「(39)」を「(45)」に、「(40)」を「(46)」に、「(41)」を「(47)」に、「(42)」を「(48)」に、「(43)」を「(49)」に、「(44)」を「(50)」に、「(45)」を「(51)」に、「(46)」を「(52)」に、「(47)」を「(53)」に改め、同表の56の項中

「 4,500円 」を「 7,400円 」に、「第31条第2項」を「第31条第3項」に改め、同表の68の項中	120,000円	を
	140,000円	
	180,000円	
	320,000円	
	150,000円	

「 130,000円 」	に、	「 320,000円 」	を	「 340,000円 」	に、	
						140,000円
						190,000円
						340,000円
						160,000円

(28) 法第60条の2第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〃	160,000円	を
---	---	----------	---

(28) 法第60条の2第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〃	160,000円	に、「(29)」
(29) 法第60条の2の2第1項第2号の規定による建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は同条第3項ただし書の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〃	160,000円	

を「(30)」に、「(30)」を「(31)」に、「(31)」を「(32)」に、「(32)」を「(33)」に、「(33)」を「(34)」に、「(34)」を「(35)」に、「(35)」を「(36)」に、「(36)」を「(37)」に、「(37)」を「(38)」に、「(38)」を「(39)」に、「(39)」を「(40)」に、「(40)」を「(41)」に、「(41)」を「(42)」に、「(42)」を「(43)」に、「(43)」を「(44)」に、「(44)」を「(45)」に、「(45)」を「(46)」に、「(46)」を「(47)」に、「(47)」を「(48)」に、「(48)」を「(49)」に、「(49)」を「(50)」に、「(50)」を「(51)」に、「(51)」を「(52)」に、「(52)」を「(53)」に、「(53) 法」を「(54) 法」に、「(54) 法」を「(55) 法」に、「(55)」を「(56)」に、「(53)のア」を「(54)のア」に、「(56) 法」を「(57) 法」に、「(57)」を「(58)」に、「(58)」を「(59)」に、「(56)のア」を「(57)のア」に、「(59)」を「(60)」に改め、同項の備考の4中「この項の(53)」を「この項の(54)」に改め、同備考の7中「この項の(54)」を「この項の(55)」に改め、同表の74の5の項中

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	30,000円	を
-------------------------------------	---	---------	---

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	〃	20,000円	に、
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	30,000円	

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	380,000円	を
-------------------------------------	---	----------	---

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	〃	290,000円	に、
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	380,000円	

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	15,000円	を
-------------------------------------	---	---------	---

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	〃	10,000円	に、
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	15,000円	

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	190,000円	を
-------------------------------------	---	----------	---

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	〃	140,000円	に改め、同項の付表中
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	190,000円	

共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	30,000円	を
--	---------	---

共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	20,000円	に、
共用部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	30,000円	

共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	170,000円	を
--	----------	---

共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	130,000円	に、
共用部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	170,000円	

共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	15,000円	を
--	---------	---

共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,000円	に、
共用部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	15,000円	

共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	90,000円	を
--	---------	---

共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	69,000円	に改め、同表の74の6の項中「第30条第1項の」を「第
共用部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	90,000円	

35条第1項の」に、

法第29条第3項に規定する他の建築物の法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積（以下この項において「他の建築物の非住宅部分床面積」という。）の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件	27,000円	を
---	-----	---------	---

法第34条第3項に規定する他の建築物の法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積（以下この項において「他の建築物の非住宅部分床面積」という。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1 件	17,000円	に、
他の建築物の非住宅部分床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	27,000円	

「法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積（以下この項において「非住宅部分床面積」という。）の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	”	144,000円。ただし、工場、倉庫その他これらに類する用途（以下この項において「工場等」という。）の場合にあっては、38,000円とする。	を
「法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積（以下この項において「非住宅部分床面積」という。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	”	109,000円。ただし、工場、倉庫その他これらに類する用途（以下この項において「工場等」という。）の場合にあっては、27,000円とする。	
非住宅部分床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	”	144,000円。ただし、工場等の場合にあっては、38,000円とする。	
「非住宅部分床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	”	362,000円。ただし、工場等の場合にあっては、43,000円とする。	を
「非住宅部分床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	”	280,000円。ただし、工場等の場合にあっては、31,000円とする。	
「非住宅部分床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	”	362,000円。ただし、工場等の場合にあっては、43,000円とする。	
「他の建築物の非住宅部分床面積（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた他の建築物の非住宅部分床面積の変更しない部分の床面積を含む。以下この項において「他の建築物の非住宅部分変更床面積」という。）の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	”	14,000円	を
「他の建築物の非住宅部分床面積（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた他の建築物の非住宅部分床面積の変更しない部分の床面積を含む。以下この項において「他の建築物の非住宅部分変更床面積」という。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	”	9,000円	
他の建築物の非住宅部分変更床面積の合計が1,000平方メー	”	14,000円	「 b 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円

トル以上2,000平方メートル未満のもの		
----------------------	--	--

「
b 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
17,000円
c 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
27,000円
」

に、「c 他の建築物の非住宅部分増加床面積」を「d 他の建築物の非住宅部分増加床面積」に、「d 他の建

築物の非住宅部分増加床面積」を「e 他の建築物の非住宅部分増加床面積」に、「e 他の建築物の非住宅部分増加床面積」を「f 他の建築物の非住宅部分増加床面積」に、「f 他の建築物の非住宅部分増加床面積」を「g 他の建築物の非住宅部分増加床面積」に、「g 他の建築物の非住宅部分増加床面積」を「h 他の建築物の非住宅部分増加床面積」に、

非住宅部分床面積（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分床面積の変更しない部分の床面積を含む。以下この項において「非住宅部分変更床面積」という。）の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	”	72,000円。ただし、工場等の場合にあつては、19,000円とする。
---	---	-------------------------------------

を

非住宅部分床面積（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分床面積の変更しない部分の床面積を含む。以下この項において「非住宅部分変更床面積」という。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	”	57,000円。ただし、工場等の場合にあつては、14,000円とする。
非住宅部分変更床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	”	72,000円。ただし、工場等の場合にあつては、19,000円とする。

に、「(g)」を「(h)」に、

「
(b) 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
144,000円。ただし、工場等の場合にあつては、38,000円とする。
」

を

「
(b) 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
109,000円。ただし、工場等の場合にあつては、

27,000円とする。
 (c) 非住宅部分増
 加床面積の合計
 が1,000平方メー
 トル以上2,000
 平方メートル未
 満のもの
 144,000円。た
 だし、工場等の
 場合にあつては、
 38,000円とする。

に、「(c)」を「(d)」に、「(d)」を「(e)」に、「(e)」を「(f)」に、「(f)」を「(g)」に、

非住宅部分変更床面積の 合計が300平方メートル 以上2,000平方メートル 未満のもの	〃	181,000円。ただ し、工場等の場合 にあつては、22,000 円とする。
---	---	--

を

非住宅部分変更床面積の 合計が300平方メートル 以上1,000平方メートル 未満のもの	〃	141,000円。ただ し、工場等の場合 にあつては、16,000 円とする。
非住宅部分変更床面積の 合計が1,000平方メー トル以上2,000平方メー トル未満のもの	〃	181,000円。ただ し、工場等の場合 にあつては、22,000 円とする。

に、

(b) 非住宅部分増
 加床面積の合計
 が300平方メー
 トル以上2,000
 平方メートル未
 満のもの
 362,000円。た
 だし、工場等の
 場合にあつて
 は、43,000円と
 する。

を

(b) 非住宅部分増
 加床面積の合計
 が300平方メー
 トル以上1,000
 平方メートル未
 満のもの
 280,000円。た
 だし、工場等の
 場合にあつては、
 31,000円とする。
 (c) 非住宅部分増
 加床面積の合計
 が1,000平方メー
 トル以上2,000
 平方メートル未
 満のもの
 362,000円。た
 だし、工場等の
 場合にあつては、
 43,000円とする。

に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第

1項第1号」に、

床面積の合計が300平方メー トル以上2,000平方メー トル未満のもの	〃	27,000円
--	---	---------

を

床面積の合計が300平方メー トル以上1,000平方メー トル未満のもの	〃	17,000円
床面積の合計が1,000平方メー トル以上2,000平方メー トル未満のもの	〃	27,000円

に、

床面積の合計が300平方 メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	〃	144,000円
--	---	----------

を

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	109,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	144,000円

に、

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	362,000円
------------------------------------	---	----------

を

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	280,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	362,000円

に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	14,000円
------------------------------------	---	---------

を

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	9,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	14,000円

に、

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	72,000円
------------------------------------	---	---------

を

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	55,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	72,000円

に、

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	181,000円
------------------------------------	---	----------

を

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	〃	141,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	181,000円

に、

「第36条第1項」を「第41条第1項」に、

79,000円
125,000円

を

80,000円
126,000円

に改め、同項の備考の6中「第30条第2項（法第31条第

2項）を「第35条第2項（法第36条第2項）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から、別表第1の19の項の改正規定及び次項の規定は同年6月1日から、同表の33の項の改正規定は同年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定（別表第1の19の項の改正規定に限る。以下この項において「改正規定」という。）の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて営業を営んでいる者が、改正規定の施行の日以後当該営業について最初に食品衛生法第55条第1項の規定による許可を受けようとする場合におけるこの条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の19の項の規定の適用については、同項中

「

5,800円

とあるのは「

4,600円

と、「

17,000円

とあるのは「

13,000円

と、「

10,000円

とある

のは「 8,600円 」と、「 22,000円 」とあるのは「 18,000円 」と、「 15,000円 」とあるのは「 12,000円 」とする。

(施行日前に受けようとする地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定の審査に係る手数料)

3 第1項ただし書に規定する改正規定(別表第1の33の項の改正規定に限る。)の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)附則第12条第7項の規定により同法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第6条の2第1項又は第6条の3第1項の認定を受けようとする者は、当該認定に係る申請1件につき、手数料1万1,900円を納めなければならない。

食品・生活衛生課
薬事管理課
園芸畜産課家畜防疫対策室
建築住宅課

長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第13号

長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例

長野県食品安全・安心条例(平成24年長野県条例第76号)の一部を次のように改正する。

「第3章 自主回収の報告(第20条)
目次中 第4章 雑則(第21条) を「第3章 雑則(第20条)」に改める。

第3章を削る。

第4章中第21条を第20条とし、同章を第3章とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年6月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行前に着手したこの条例による改正前の長野県食品安全・安心条例(以下この項において「旧条例」という。)第20条第1項に規定する自主的な回収については、旧条例第20条の規定は、なおその効力を有する。
(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。
別表の11の2の項中「長野県食品安全・安心条例」を「長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例(令和3年長野県条例第13号)附則第2項の規定によりなお効力を有することとされる同条例による改正前の長野県食品安全・安心条例」に改める。

食品・生活衛生課

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第14号

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例(昭和23年長野県条例第76号)の一部を次のように改正する。

5,900円	6,000円
2,000円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	2,000円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額
5,900円	6,000円

別表中

4,400円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	5,900円
7,600円以上14,000円以下の範囲内で知事が定める額	2,800円
	4,600円
	3,400円
	4,500円
	7,300円
3,200円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	
5,200円以上17,000円以下の範囲内で知事が定める額	14,000円
2,500円以上12,000円以下の範囲内で知事が定める額	
8,300円以上17,000円以下の範囲内で知事が定める額	
14,000円以上22,000円以下の範囲内で知事が定める額	31,000円
	13,000円
	34,000円
	70,000円
	9,900円
	12,000円
	3,500円
	2,500円
1,700円以上2,800円以下の範囲内で知事が定める額	3,800円
9,600円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	
4,800円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	
5,900円以上93,000円以下の範囲内で知事が定める額	

を

4,900円以上20,000円以下の範囲内で知事が定める額	6,000円
8,100円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	2,800円
	4,800円
	3,600円
	4,700円
	7,500円
3,300円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額	
5,400円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額	15,000円
2,500円以上12,000円以下の範囲内で知事が定める額	
8,500円以上17,000円以下の範囲内で知事が定める額	
15,000円以上23,000円以下の範囲内で知事が定める額	33,000円
	14,000円
	35,000円
	71,000円
	9,900円
	12,000円
	3,600円
	2,600円
1,700円以上3,100円以下の範囲内で知事が定める額	3,900円
10,000円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	
5,000円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	
6,000円以上93,000円以下の範囲内で知事が定める額	

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

環境政策課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第15号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県自然エネルギー地域基金の項中

「長野県自然エネルギー地域基金」を

「長野県ゼロカーボン基金」に、「地域における自然エネ

ルギーの普及」を「持続可能な脱炭素社会づくりに資する取組」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

環境政策課

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第16号

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例(昭和58年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中「26,000円」を「28,000円」に、「19,000円」を「82,000円」に、「8,500円」を「10,000円」に改め、同表の化学等の項中「2,500円」を「4,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

産業技術課

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第17号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例(昭和41年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第2の8中

「第3会議室 400 800 900 1,200 1,700 2,100 200」を

「第3会議室 400 800 900 1,200 1,700 2,100 200
第4会議室 1,200 1,800 1,600 3,000 3,400 4,600 400」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市・まちづくり課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第18号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例(昭和41年長野県条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「横川蛇石発電所 上伊那郡長野町 199」を

横川蛇石発電所	上伊那郡辰野町	199
信州もみじ湖発電所	上伊那郡箕輪町	199
くだものの里まつかわ発電所	下伊那郡松川町	380
小渋えんまん発電所	下伊那郡松川町	199

に改める。

第2条 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中 「小渋えんまん発電所 下伊那郡松川町 199」を

小渋えんまん発電所	下伊那郡松川町	199
松川ダム発電所	飯田市	1,200
奈良井発電所	塩尻市	830
豊丘ダム発電所	須坂市	150

に改める。

附 則

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

経営推進課

高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第19号

高等学校設置条例の一部を改正する条例

高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表の 長野県長野西高等学校 の項中
長野県長野西高等学校中条校

「長野市」を「長野市及び佐久市」に改め、

同表の長野県望月高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

高校教育課